

インターネットによる

保安規程変更届の電子証明書の省略

(社)日本電気技術者協会 事務局

平成 20 年 1 月 8 日付平成 20 年経済産業省令第 1 号により、電気事業法施行規則第 51 条と第 138 条が改正され、電気事業法に基づく保安規程の変更届をインターネットにより行う場合の電子署名に係る電子証明書が不要になった。これにより電子証明書を発行している各種の認証局から取得する費用（1 年の有効期間のもので 1 万円）が節約できることになった。

1. 保安規程の届出

事業用電気工作物を設置する者は、保安規程を経済産業大臣または所轄の産業保安監督部長に届出る義務が電気事業法第 41 条第 1 項により課されている。保安規程を変更する場合も変更届を提出する必要がある（同法第 42 条第 2 項）とされている。

保安規程届を書類により行う場合は、届出様式は「様式第 41」に、変更届出様式は「様式第 42」に、それぞれ保安規程自体を付けて提出することになるが、インターネットにより行う場合は、「経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第 3 条第 3 項の規定により、「電子署名」を行い、この署名に係る「電子証明書」を送信することになっていた。この電子証明書は、書類の印鑑の相当するもので、届出をした者が本人であることを証明するものである。

2. 保安規程の変更届出の合理化

保安規程届を書類により行う場合の「様式第 41」には、届出者の署名と押印が求められているが、変更届出様式「様式第 42」には署名は必要であるが押印をすることまで求められていない。したがってインターネットにより変更届出をする場合は、「経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第 3 条第 3 項」の規定は適用しないことに改正がおこなわれた（電気事業法施行規則第 51 条に第 3 項追加）。また、経済産業大臣に届けた保安規程の写しを所轄の産業保安監督部長に提出する場合も同様とされた（同施行規則第 138 条に第 2 項追加）。要するにインターネットにより保安規程の変更届出には「電子証明書」を送信する必要がないとする改正が行われた。

電気事業法施行規則第 51 条

法第 42 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、様式第 42 の保安規程届出書に保安規程を添えて提出しなければならない。

2 法第 42 条第 2 項の規定による届出をしようとする者は、様式第 42 の保安規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の届出をする場合は、経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成 15 年経済産業省令第 8 号)第 3 条第 3 項の規定は、適用しない。

電気事業法施行規則第 138 条

経済産業大臣に対し次の表の上欄に掲げる申請又は届出をしようとする者は、その申請又は届出に係る書類の写し一通をそれぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長に提出しなければならない

一 (略)	(略)
二 法第 42 条第 1 項又は第 2 項 のよる届出	届出に係る電気工作物の設置の場所を 管轄する産業保安監督部長
三 (略)	(略)
四 (略)	(略)

2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前の届出(法第 42 条第 2 項の規定による届出に限る。)に係る書類の写しを提出する場合は、経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成 15 年経済産業省令第 8 号)第 3 条第 3 項の規定は、適用しない。

様式第41（第51条関係）

保安規程届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名） 印

電気事業法第42条第1項の規定により別紙のとおり保安規程を定めたので届け出ます。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第42（第51条関係）

保安規程変更届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	
変更年月日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

会誌「電気技術者」2月号の4ページに掲載